

奈良県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、疋田
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

平成三十年六月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 村田 眞文

葛城市疋田四〇八一一

理事 田中 英毅

二二三一一

理事 吉川 雅則

二〇〇一一

理事 福井 康昌

四三四

理事 村井 隆

五三四一二

監事 福井 重昭

五三五一三

監事 村井 康昌

五三五一四

監事 赤井 喜三男

五一五

就任役員の役名、氏名及び住所

理事 宮崎 孝治

葛城市疋田五二七一四

理事 西川 正哲

五一〇

監事 濱山 雅英

五〇五

監事 村田 浩明

四五二七

監事 吉村 雅由

四一二一

監事 石田 勝則

一四五一六

監事 奥本 保

一二三

監事 俊夫

四〇八一二

監事 雅則

二〇〇一一

二 就任役員の役名、氏名及び住所